

令和2年2月14日提出

令和2年3月市議会定例会議案

(その1 議案第1号から議案第12号まで)

木 更 津 市

令和２年３月市議会定例会議案目録（その１）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 １ 号	専決処分の承認を求めることについて	都 市 整 備 部	１
議 案 第 ２ 号	令和元年度木更津市一般会計補正予算（第７号）	財 務 部	別冊
議 案 第 ３ 号	令和元年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	市 民 部	別冊
議 案 第 ４ 号	令和元年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	市 民 部	別冊
議 案 第 ５ 号	令和元年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第５号）	福 祉 部	別冊
議 案 第 ６ 号	令和元年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第１号）	経 済 部	別冊
議 案 第 ７ 号	令和元年度木更津市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	都 市 整 備 部	別冊
議 案 第 ８ 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	３
議 案 第 ９ 号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	１０
議案第１０号	木更津市印鑑条例及び木更津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 部 都 市 整 備 部	１１
議案第１１号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 整 備 部	１２
議案第１２号	原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について	環 境 部	１３

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書抄本のとおりに専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

平成 30 年 6 月 18 日午前 7 時 00 分ごろに発生した歩行者事故に係る損害賠償について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、同事故の和解を令和 2 年 1 月 9 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

令和２年１月９日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

専決第１号

損害賠償の額の決定及び和解について

１ 市の義務に属する損害賠償の額及び和解額

１，３４３，５４４円

２ 賠償の相手方 個人

３ 賠償の理由 平成３０年６月１８日午前７時００分ごろ、相手方が木更津市瓜倉５５番３地先の木更津市管理道路から市道１０１－２号線の歩道へ歩行中、縦７５ｃｍ、横７５ｃｍ、厚さ３ｍｍの集水桝鉄蓋の上に足を乗せたところ、鉄蓋が動き、縦７０ｃｍ、横７０ｃｍ、深さ８０ｃｍの集水桝内に落下し、負傷した。

この事故について調査したところ、市に過失があると認められるので、上記金額を賠償し、和解する。

議案第 8 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 2. 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 2. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 7. 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	231,500	289,700	319,200	362,900	379,400	408,100
2	147,200	197,300	233,100	291,900	321,400	365,500	381,800	410,500
3	148,400	199,100	234,600	294,000	323,700	367,900	384,200	413,000
4	149,500	200,900	236,200	296,000	325,900	370,500	386,600	415,400
5	150,600	202,400	237,600	297,900	328,100	372,400	389,000	417,300
6	151,700	204,200	239,300	300,000	330,100	374,900	391,400	419,600
7	152,800	206,000	240,800	302,200	332,300	377,200	393,800	421,700
8	153,900	207,800	242,400	304,200	334,500	379,700	396,200	423,900
9	154,900	209,400	243,500	306,100	336,400	382,100	398,600	425,900
10	156,300	211,200	245,000	308,400	338,600	384,800	401,000	428,000
11	157,600	213,000	246,600	310,600	340,600	387,400	403,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	312,900	342,800	390,100	405,800	432,200
13	160,100	216,200	249,400	315,000	344,600	392,500	408,100	433,900
14	161,600	218,000	250,800	317,100	346,600	394,800	410,500	435,700
15	163,100	219,700	252,100	319,300	348,600	397,000	413,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	321,400	350,600	399,400	415,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	323,300	352,300	401,200	417,300	441,600
18	167,400	224,900	256,500	325,300	354,300	403,200	419,600	443,400
19	168,900	226,500	258,200	327,300	356,100	405,100	421,700	445,200
20	170,400	228,100	260,000	329,300	358,000	406,900	423,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	331,000	359,900	408,800	425,900	448,700
22	174,400	231,200	263,300	333,100	361,800	410,600	428,000	450,200
23	177,000	232,800	264,900	335,100	363,800	412,400	430,100	451,600
24	179,600	234,400	266,500	337,200	365,700	414,300	432,200	453,100

25	182, 200	235, 400	268, 400	338, 600	367, 700	416, 100	433, 900	454, 500
26	183, 900	236, 900	270, 200	340, 500	369, 600	417, 600	435, 700	455, 800
27	185, 500	238, 300	271, 900	342, 400	371, 600	419, 100	437, 700	457, 100
28	187, 200	239, 500	273, 600	344, 300	373, 600	420, 700	439, 700	458, 300
29	188, 700	240, 700	275, 300	345, 900	375, 100	422, 300	441, 600	459, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000	347, 800	376, 900	423, 600	443, 400	460, 000
31	192, 200	242, 900	278, 800	349, 700	378, 700	424, 900	445, 200	460, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300	351, 500	380, 300	426, 100	446, 900	461, 500
33	195, 500	245, 400	281, 800	353, 400	382, 100	427, 300	448, 700	462, 200
34	196, 900	246, 400	283, 700	355, 200	383, 500	428, 600	450, 200	463, 000
35	198, 400	247, 600	285, 500	357, 000	385, 000	429, 900	451, 600	463, 700
36	199, 900	248, 900	287, 400	358, 700	386, 600	431, 100	453, 100	464, 300
37	201, 200	249, 800	289, 000	360, 100	388, 000	432, 300	454, 500	464, 800
38	202, 500	251, 100	290, 700	361, 400	389, 200	433, 100	455, 800	465, 400
39	203, 700	252, 300	292, 500	362, 800	390, 400	433, 900	457, 100	466, 000
40	205, 000	253, 600	294, 300	364, 200	391, 500	434, 700	458, 300	466, 600
41	206, 300	255, 000	295, 800	365, 500	392, 600	435, 300	459, 300	467, 100
42	207, 600	256, 400	297, 500	366, 400	393, 800	436, 000	460, 000	467, 600
43	208, 900	257, 600	299, 000	367, 500	395, 000	436, 700	460, 800	468, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	368, 600	396, 100	437, 400	461, 500	468, 300
45	211, 300	260, 000	302, 200	369, 800	396, 800	438, 200	462, 200	468, 600
46	212, 600	261, 200	303, 900	371, 000	397, 500	439, 000	463, 000	468, 900
47	213, 900	262, 500	305, 500	372, 200	398, 200	439, 400	463, 700	469, 200
48	215, 200	263, 600	307, 200	373, 400	398, 900	440, 100	464, 300	469, 500
49	216, 300	264, 700	308, 100	374, 600	399, 500	440, 600	464, 800	469, 800
50	217, 400	265, 800	309, 600	375, 800	400, 100	441, 000	465, 400	470, 100
51	218, 400	267, 100	311, 100	377, 000	400, 600	441, 400	466, 000	470, 400
52	219, 500	268, 400	312, 700	378, 200	401, 000	441, 800	466, 600	470, 700
53	220, 600	269, 400	314, 300	379, 300	401, 400	442, 200	467, 100	471, 000

54	221,600	270,500	315,900	380,500	401,700	442,600	467,600	471,300
55	222,500	271,800	317,500	381,600	402,000	443,000	468,000	471,600
56	223,500	273,100	319,000	382,700	402,300	443,300	468,300	471,900
57	223,800	274,000	320,500	383,700	402,600	443,600	468,600	472,200
58	224,600	275,000	321,700	384,800	402,900	444,000	468,900	472,500
59	225,400	275,900	322,900	385,900	403,200	444,300	469,200	472,800
60	226,100	277,000	324,100	387,000	403,500	444,600	469,500	473,100
61	226,800	278,100	325,300	388,000	403,800	444,900	469,700	473,400
62	227,800	279,100	326,500	389,200	404,100	445,200		473,700
63	228,600	280,000	327,700	390,400	404,400	445,500		474,000
64	229,400	281,000	328,900	391,500	404,700	445,800		474,300
65	230,100	281,500	330,100	392,600	405,000	446,000		474,500
66	230,800	282,400	331,300	393,800	405,300			
67	231,700	283,100	332,500	395,000	405,600			
68	232,700	284,000	333,700	396,100	405,900			
69	233,400	285,000	334,800	396,800	406,100			
70	234,000		336,000	397,500	406,400			
71	234,500		337,200	398,200	406,700			
72	235,200		338,400	398,900	407,000			
73	236,000		339,300	399,500	407,200			
74	236,600		340,500	400,100	407,500			
75	237,200		341,600	400,600	407,800			
76	237,700		342,700	401,000	408,000			
77			343,800	401,400	408,200			
78			344,900	401,700	408,400			
79			346,000	402,000	408,600			
80			347,100	402,300	408,800			
81			348,200	402,600	408,900			
82			349,600	402,900				

83		351, 100	403, 200				
84		352, 600	403, 500				
85		354, 200	403, 800				
86		355, 000	404, 100				
87		356, 200	404, 400				
88		357, 200	404, 700				
89		358, 100	405, 000				
90		359, 200	405, 300				
91		360, 100	405, 600				
92		361, 200	405, 900				
93		362, 100	406, 100				
94		362, 800					
95		363, 500					
96		364, 200					
97		364, 600					
98		365, 200					
99		365, 900					
100		366, 600					
101		366, 900					
102		367, 600					
103		368, 300					
104		369, 000					
105		369, 300					
106		369, 900					
107		370, 600					
108		371, 200					
109		371, 500					
110		372, 100					
111		372, 800					

112			373,400					
113			373,800					
再任用 職 員	187,700	215,200	255,200	289,700	315,100	356,800	389,900	389,900
任期付 職 員	154,900	195,500	227,800	274,800	294,200	325,600	361,000	361,000

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年木更津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「374,000」を「375,000」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年2月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第3条の規定による改正前の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第3条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

令和元年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員の給与の額及び特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 9 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 3 1 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中「面積の区分に応じ、それぞれに掲げる額」の次に「（共用部分を計算の対象とする評価方法による認定申請に限る。）」を加え、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 9 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中「共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計」の次に「（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）」を加え、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項中「 当該申請に係る建築物の床面積の合計」及び「共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計」の次に「（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）」を、「ロ（2）に掲げる基準に適合するもの」の次に「又は同号イ（3）及びロ（3）に掲げる基準に適合するもの」を、「共同住宅等 認定申請 1 件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計」の次に「（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省令第 3 号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 10 号

木更津市印鑑条例及び木更津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市印鑑条例及び木更津市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市印鑑条例及び木更津市下水道条例の一部を改正する条例

(木更津市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 木更津市印鑑条例（昭和 47 年木更津市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（15 歳未満の者を除く。）」
に改める。

(木更津市下水道条例の一部改正)

第 2 条 木更津市下水道条例（昭和 59 年木更津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 項第 1 号中「及びイ並びに」を「からウまで及び」に改める。

第 6 条の 3 第 1 項第 4 号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続
開始の決定を受けて」に改め、同号に次のように加える

ウ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必

要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの

第 6 条の 3 第 1 項第 5 号ウ中「若しくはイの」を「からウまでの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律
(令和元年法律第 37 号) の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 11 号

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
木更津市空家等対策の推進に関する条例（平成 29 年木更津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（協議会等）」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次に掲げる事項を協議会に諮問するものとする。ただし、第 4 号に掲げる事項については、措置の代行が緊急を要するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行について協議会へ報告するものとする。

第 5 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 協議会は、前項の諮問に応じ、必要な協議、審議等を行う。

第 7 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等に対するより迅速な対応を行うことができるよう、木更津市空家等対策協議会への諮問事項について整理するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 12 号

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について

市は、次のとおり和解する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 和 解 額 36,426,726 円
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明
- 3 和解の理由 東日本大震災による原子力発電所の事故により放射性物質が拡散した。
これに対応するため、市は、溶融飛灰から放射性物質が検出されたことに伴い、従前の処分場で溶融飛灰の処分が出来なくなったことによる従前の処分費の差額として、31,425,440 円を支出した。
また、保管している側溝土砂の処分前の放射性物質濃度の測定及び成分の分析をするための費用（平成 30 年度分 406,080 円）並びに従前の処分場で側溝土砂の処分が出来なくなったことによる従前の処分費との差額（平成 30 年度分 4,595,206 円）として、5,001,286 円を支出した。
原子力損害賠償責任は、原則として原子力事業者の無過失責任であることから、上記和解額を相手方が市に支払い、和解の理由に記載した費用（損害）の部分に限り、和解する。

提案理由

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。